

令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務委託 公募要領

1 趣旨

コロナ前の令和元年と比較した令和6年の本県における延べ宿泊客数は、全国平均が111%であるのに対し98%にとどまり、旅行消費額も全国平均125%に対し102%と、回復が遅れている。加えて、宿泊施設数は減少が続き、客室稼働率も全国平均59.6%に対し54.6%と低迷している。

また、関連事業者においては、旅行需要の休日集中や季節変動等が経営安定性や雇用確保を困難にし、観光産業全体の持続可能性を損なう要因となっている。こうした課題を踏まえ、日本人旅行者の旅行需要の平準化を目的に、「静岡県データ分析プラットフォーム」（以下、「静岡県DMP」という。）のデータをはじめ、アンケートの実施等で多角的なデータを収集し、観光領域に知見を有するEBPMに長けた有識者（以下、「有識者」という。）を含む県及び協会等によるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）において分析・検討を行い、実効性のある施策を立案した上で、令和9年度以降の事業実施につなげ、域内消費の最大化ならびに観光産業の生産性向上を図るものである。

なお、事業の実施にあたっては、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で契約候補者を選定する。

2 業務概要

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務 |
| (2) 契約者 | 公益社団法人静岡県観光協会会長 |
| (3) 採用方式 | 公募での企画提案方式 |
| (4) 業務内容 | 「3 募集業務の内容」のとおり |
| (5) 委託期間 | 契約日から令和9年2月26日（金） |
| (6) 契約限度額 | 13,300千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (7) 採用予定件数 | 1件 |

3 募集業務の内容

別添「令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務委託仕様書」のとおり。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、協会から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県等との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 応募手続き

(1) スケジュール

| 日程 | 内容 |
|-------------------------|-------------------|
| 令和 8 年 4 月 15 日（水） | 公募開始（募集要領の公開） |
| 令和 8 年 4 月 22 日（水） 17 時 | 参加申込書、質問書 提出期限 |
| 令和 8 年 4 月 23 日（木） | 質問に対する回答 ホームページ掲載 |
| 令和 8 年 5 月 8 日（金） 17 時 | 企画提案書 提出期限 |
| 令和 8 年 5 月 13 日（水） 午後 | 審査会（ヒアリング審査） |
| 令和 8 年 5 月 14 日（木） | 選定結果の通知 |

(2) 様式等の入手

「静岡県観光ガイド Hello Navi」からダウンロードすること。

(URL: <https://hellonavi.jp/business/news/358>)

(3) 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第4号）により行うこと。

ア 受付期間

公募開始日から令和8年4月22日（水）17時まで

イ 提出先

「9 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの件名は「令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

エ 回答

令和8年4月23日（木）までに、「静岡県観光ガイド Hello Navi」に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 参加申込

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

| | 提出物 | 内容等 | 様式 | 部数 |
|---|-------------------------|---|-------|----|
| 1 | 参加申込書 | | 様式第2号 | 1部 |
| 2 | 会社概要等 | 定款及び組織、沿革、事業等会社の概要が分かるもの ただし、協会会員は提出不要 | 任意 | 1部 |
| 3 | 法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) | 発行から3ヶ月以内のもの。写し可 | — | 1部 |
| 4 | 直近1年間の納税証明書 | 本社所在地の法人都道府県税 (法人都道府県民税、法人事業税)。写し可 | — | 1部 |

ア 提出期限

令和8年4月22日（水）17時必着

イ 提出先

「9 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留とすること。

エ 応募資格確認

提出物により応募資格要件との適合を確認する。不適合の場合は失格とし、該当者に通知する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

なお、予め提案者独自で環境分析を行い、重点地域を明確にしたうえで提案すること。

| | 提出物 | 内容等 | 様式 | 部数 |
|---|---------------|--|-----------|----|
| 1 | 企画提案書かがみ | | 様式 第1号 | 1部 |
| 2 | 企画提案書 | 以下の規格を使用し、評価基準を踏まえ、具体的な提案内容を記載すること 【規格】 ・用紙サイズ：A4判 ・提出形式：PDF またはパワーポイント ・文字：11ポイント以上 （フォントは問わない） ・ページ数：50ページ以内 | 任意 | 8部 |
| | | 【必須記載項目】 ① 業務理解及び基本方針 ② 企画提案内容（詳細） ③ 実施体制 ④ 実施スケジュール ⑤ 類似業務実績 | | |
| 3 | 見積書 （任意様式） | ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること ・積算内容を具体的に記載すること | 任意 | 8部 |

ア 提出期限

令和8年5月8日（金）17時必着

イ 提出先

「9 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留とすること。

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

ウ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、企画提案の内容について、関係機関に照会する場合がある。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

ク 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は、原則として返却しない。

ケ その他

提案者は、企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

6 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、協会が別に定める委員により組織された審査会が行う。

契約候補者の選定にあたっては、(表)に掲げる評価項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。なお、評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としないこととする。

(2) ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行う。ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては選定通知書を、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては非選定通知書を審査後速やかに電子メールにて通知する。

(3) 審査会（ヒアリング審査）

ア 実施日

令和8年5月13日（水）午後

※開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

イ 実施場所

協会事務所又は協会周辺会議室

ウ 所要時間

各提案者 30分程度を予定（プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分）。

エ 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

オ 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式第5号）又は非選定通知書（様式第6号）にて、全ての企画提案者に5月14日（木）までに電子メールにて通知する。

(表)

| | 評価項目・評価基準 | 評価 |
|---|--|------|
| 1 | 業務理解及び基本方針 | 20 |
| ア | 業務内容を理解したうえで、提案者独自の業務目的・企画等を設定しているか。 | (10) |
| イ | 業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。 | (5) |
| ウ | 具体的かつ実現可能な実施手順・スケジュールが示されているか。 | (5) |
| 2 | 業務の内容等 | 75 |
| ア | 【現状把握及び環境分析】 ・静岡県 DMP に加え、事業効果が見込める定量データ及び分析方法が提案されているか。 | (20) |
| ア | ・事業効果が見込める定性データの取得方法、数量及び分析方法が提案されているか。 ・受入態勢の現状把握について、事業効果が見込めるヒアリング先、施設数、内容、手法、分析方法が提案されているか。 | |
| イ | 【戦略及び施策の立案】 ・事業効果を高めるために必要な有識者（複数人）が提案されているか。 ・PT の構成員は、仕様書で定めた人材が提案されているか。 ・PT の進行内容、手順、スケジュールは適切か。 | (20) |
| ウ | 【分析結果の可視化及び説明会の開催】 ・適切な時期、内容、開催方法が提案されているか。 | (5) |
| エ | 【事業者への情報共有】 ・適切な時期、内容、開催方法が提案されているか。 | (5) |
| オ | 【定性データの継続的取得及び可視化】 ・持続可能な収集方法、取得箇所（数）及び可視化の方法が提案されているか。 | (10) |
| カ | 【PT メンバーの育成】 ・メンバー育成に必要な有識者が提案されているか。 ・育成に対する考え方、育成方法は適切か。 | (10) |
| キ | 【生成 AI の活用】 ・提案された活用方法により業務の効率化及び高度化は期待できるか。 | (5) |
| 3 | 経費見積りの妥当性 | 5 |
| ア | 事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 | (5) |
| | 合計 | 100 |

7 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、協会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と協会との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく協会と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は協会もしくは協会が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い協会に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和8年5月14日（木）～令和8年5月20日（水）17時

イ 質疑方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案事業 業務委託に係る選定結果について」とすること。

9 提出先、問合せ先

公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課

住所：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話：054-202-5595

E-mail：sheet@shizuoka-tourism.or.jp